

議案第93号

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区立体育施設条例（平成9年板橋区条例第20号）の一部  
を次のように改正する。

別表第5(11)運動場の部中

「

東板橋公園運動場	無料
赤塚体育館少年運動場	貸切り1時間につき 430円

を

」

「

東板橋公園運動場	貸切り1時間につき 430円
赤塚体育館少年運動場	

に

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立体育施設の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

東板橋公園運動場の使用料等を定める必要がある。